

計画の基本的な考え方

目的

太田市男女共同参画基本計画は、男女が性別にかかわらず個性と能力を生かし、対等なパートナーとしてともに責任を負いつつ、社会のさまざまな分野において参画することにより、多様な生き方を認め心豊かで活力ある社会を築くために、太田市における男女共同参画社会の実現を目指した施策を計画的に進めるためのものです。

重点課題

- ・ 男女共同参画社会形成の認識理解の浸透
- ・ 女性の参画促進
- ・ 女性の参画促進
- ・ 女性問題解決支援の取り組みの充実
- ・ 男女の家庭生活と社会生活の両立調和
- ・ 推進体制の強化
- ・ 責任ある立場への女性の参画の促進

基本目標

～男女共同参画社会を実現するための、5つの基本目標～

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の認識の広がり
- 基本目標Ⅱ 男女の家庭生活と社会生活の両立調和
- 基本目標Ⅲ 責任ある立場への男女共同参画
- 基本目標Ⅳ 女性問題解決支援の取り組みの充実
- 基本目標Ⅴ 男女共同参画施策推進体制の充実強化

計画の成果指標と目標値

計画が着実に効果を上げるよう、計画の成果を把握するための指標と、計画終了時点の目標値を設定します。

成果指標	基準値(平成19年度)	目標値(平成24年度)
市役所管理職の女性比率(課長職以上)	3.4%	10%
審議会等委員の女性比率	14.3%	33%
女性委員ゼロの審議会等の数	10	0
市立小・中学校校長・教頭の女性比率	小学校 教頭 32% 校長 15%	小学校 教頭 40% 校長 40%
	中学校 教頭 13% 校長 6%	中学校 教頭 25% 校長 25%
学校評議員の女性比率	35.6%	40%
農業委員の女性比率	4.2%	7%
家族経営協定締結農家数	74戸	140戸
育児休業を取得した市職員男性比率	0%	5%
均等推進企業表彰(受賞企業数(都道府県労働局長賞))	0社	2社

太田市男女共同参画基本計画 (概要版)



太田市

発行：太田市 市民生活部 生活そうだん課
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL:0276-47-1111 FAX: 0276-47-1866
発行日：平成20年3月

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

本市における男女共同参画社会の実現に向けての取り組みについては、合併以前の旧太田市では1999（平成11）年3月に「太田市女性プラン」を策定し、旧尾島町・新田町・藪塚本町では基本計画の策定こそなかったものの、それぞれに男女共同参画の推進が図られてきました。

その取り組みの基本は「女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会の最重要課題」とした男女共同参画社会基本法の認識を共有したものです。

しかしながら2007（平成19）年6月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の回答結果では、「男女の地位の平等感」に男女間でかなりの隔りがありました。

私たちを取り巻く社会情勢は少子高齢化の一層の進行、価値観の変容、離婚やDV（ドメスティック・バイオレンス）の増加など、絶え間なく変化しています。

このことは私たちの生き方や生活のあり方、家族関係のあり方、働き方、コミュニティのあり方など、個人、家族、職場、地域社会など全てに関連しています。

このような時代や社会の変化に呼応して、男女共同参画社会形成の計画は、常に課題を明らかにしながら改定していく必要性があります。

今後引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応するために「太田市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

計画の性格と位置付け

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき策定するものです。
- 国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び群馬県の「男女共同参画基本計画（第2次）」を勘案して策定するものです。
- 「太田市まちづくり基本条例」に基づくとともに「太田市総合計画」や他の部門との整合性を図った計画です。
- 「男女共同参画に関する市民意識調査」「男女共同参画に関する事業所意識調査」の結果や市民の意見を尊重して策定するものです。

計画の期間

- 本計画の期間は、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの5年間とします。

男女共同参画社会の実現

男女がお互いを尊重し、ともに個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現へ向けて、5つの基本目標を掲げ計画を進めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の認識の広がり

男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、群馬県男女共同参画推進条例をはじめ、本市においても太田市まちづくり基本条例が施行されるなど、男女の人権が等しく尊重され、ともに参画し、ともに責任を担う社会を実現していくための条件は整備されました。しかし、実際に男女が平等に共同参画する社会を作っていくためには、男女共同参画社会の大切さが市民や事業所に広く理解され共有されていくことが必要です。

基本課題1 男女共同参画推進の市民の理解

男女平等、男女共同参画社会実現の理解浸透をはかるために、市民への学習機会の提供や、市役所をはじめとする事業所における相談等の機会の充実強化を図ります。

基本課題2 市役所をはじめ事業所における男女共同参画推進の認識の浸透

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権や男女平等についての意識を深めていく必要があります。そこで市役所をはじめとする事業所における学習、相談等の機会の充実、情報提供を強化します。

基本課題3 男女平等教育の推進

人権意識は幼少期から培われるものであり、学校教育において、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を伸張り、互いを尊重し、協力し合う力を培っていきけるよう、男女平等の教育を推進します。

基本目標Ⅱ 男女の家庭生活と社会生活の両立調和

少子・高齢化、核家族化などが進む中で、男女が互いに協力して家族としての責任を果たすことのできる社会を形成していくことが求められています。固定的な性別役割分担意識の解消や、仕事と家庭の両立を困難にする職場風土を変え、働き方の見直しが必要です。男性が家庭や地域の活動への積極的参画を推進するための環境整備が必要です。

基本課題4 家庭生活と社会生活の両立調和のための地域社会での取り組みの推進

家庭生活、市民活動においても男女平等、男女共同参画が進むよう、環境整備を図ります。男女が対等に意思決定に参画できる環境づくりに向けて、意識啓発や情報提供を行います。

基本課題5 家庭生活と職業の両立調和のための市役所をはじめ事業所の取り組みの促進

結婚・出産後も女性が働き続けられる環境づくりに市役所が率先して取り組み、事業所へ働きかけます。また、農業をはじめとした自営業における女性の参画の促進に努めます。さらに、ワークシェアリングなど、どのような働き方を選択しても、能力を十分に発揮できるよう、情報や学習機会の提供を行います。

基本課題6 就労における男女平等の推進

育児・介護等家庭責任を負う女性の勤労者が、職業生活と家庭責任との両立を図っていきけるようになるための制度や環境整備を推進します。

基本目標Ⅲ 責任ある立場への男女共同参画

本来、性別とは関係がない、社会的活動上の責任、意思決定に関わる人は、これまで著しく男性に偏ってきました。特に政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の基礎です。太田市では、行政への女性の参画の一層の拡大を図るため、責任ある立場への男女共同参画を推進します。

基本課題7 市政における男女共同参画の推進

審議会等の女性委員比率の向上に努めます。そのために、女性人材の掘り起しなど積極的な情報収集、関係団体への働きかけ等により、女性委員ゼロの審議会等をなくすことに努めます。また、市政の政策立案・決定を行う課長以上の女性管理職比率の向上を図ります。

基本課題8 就労の場における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、勤労者がライフスタイルに応じて、多様かつ柔軟な働き方を選択でき、職務や能力に応じた公正な処遇・労働条件が確保されるよう、制度や環境の整備を推進します。

基本課題9 地域活動における男女共同参画の推進

女性の地域活動への参画拡大を図るため、女性リーダーの育成をはじめ各種地域活動への女性の積極的参画を推進します。

基本目標Ⅳ 女性問題解決支援の取り組みの充実

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等男性からの暴力被害を受けている女性たちの保護救済と問題解決支援、根絶への努力は重要な課題です。暴力被害の相談をはじめ、被害を受けている人の安全確保、問題解決等のための支援事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化促進します。

基本課題10 女性に対する暴力の防止と被害者の支援

女性に対する暴力は、人権侵害であり、決して許されるものでないとの社会認識と理解を深めるため、啓発事業の充実にも努めます。また、被害者が受忍することなく声をあげられる意識啓発と自立支援のための相談体制の充実、関係機関との連携強化により、情報が当事者に届くよう、なお一層の工夫を図っていきます。

基本課題11 その他の女性問題解決支援

さまざまな女性問題解決のための相談体制の充実強化を図ります。

基本目標Ⅴ 男女共同参画施策推進体制の充実強化

太田市男女共同参画基本計画を着実に推進し、その効果を上げるために、計画の進捗状況把握、効果の評価、その結果に基づく必要な見直し等、綿密な進捗管理を行います。さらに、成果を測定する指標として計画の成果指標と目標値を定め検証していきます。

基本課題12 男女共同参画施策推進体制の充実

男女共同参画社会形成に向けた施策を推進するため、庁内外の組織体制を整えるとともに組織の機能と連携を強化します。

基本課題13 男女共同参画計画の進行管理の強化

計画の効果を評価するために、成果指標と目標値を根拠に基づいて設定し、実績値を毎年把握して推移を確認しながら、目標達成を追求します。